

令和2年6月定例会 県土整備委員会（付託）

令和2年6月26日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時10分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2）

志田危機管理環境部長

この際、3点御報告申し上げます。

まず、1点目としまして、資料はございませんが、本日、1名の方が陽性となり、4月21日に陽性となった方以来、6人目が確認されました。

これを受け、先ほど徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、早期発見による封じ込めにより感染拡大を防止するため、濃厚接触者を特定し健康観察及び積極的疫学調査をしっかりと行い、今回の事案は陽性となった方が接客業であることから、濃厚接触かもしれないと不安を感じられている方については、保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターへの御相談をお願いするとともに、これらに対応できるよう保健所における体制確保にしっかり取り組んでまいります。

また、今後感染拡大の懸念もあることから、徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から助言を頂きながらとくしまアラートの発動を含め、状況に即応できるよう体制を整えてまいります。

県民の皆様においては、不安を感じられると思いますが冷静な対応を心がけ新しい生活様式、スマートライフの定着に引き続き取り組んでいただくとともに、全国的な感染拡大の状況からも密着した接客を行うなど感染リスクが高いと考えられる店舗については、県内、県外を通じて十分に注意をしていただくようお願いしたところでございます。

あわせて、国が開発した接触確認アプリCOCOA及び県が6月30日から運用予定のとくしまコロナお知らせシステムの活用をお願いしました。

引き続き、県民の皆様方とともに感染症に強い徳島の創造に向け全庁一丸で取り組んでまいります。

続きまして、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

感染拡大防止に努めながら段階的に社会経済活動を上げていくWITH・コロナ時代と

して、新たな局面に入ったところでありますが、先日の事前委員会以降、まず6月5日には、新たに徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置し、座長に徳島大学大学院医歯薬学研究部西岡安彦教授に就任していただきました。

感染拡大の傾向が見られる場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を講ずる際の判断基準としてとくしまアラートを設け、感染状況の段階に応じた対応方針を示したところですが、その運用判断や対策の実施に当たっては、本専門家会議において感染症の専門的な見知から幅広く御助言や御意見を伺うこととしております。

また、6月18日には徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、翌19日から県をまたぐ移動や夜の街への外出自粛などの各種要請が大幅に緩和されるのを踏まえ、県民及び事業者の皆様にとくしまアラートや徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイトなど、県から発信する最新の情報に引き続き十分御留意いただくようお願いしたところです。

とりわけ事業者の皆様に対しては、各業界団体が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践に積極的に取り組んでいただくよう周知することといたしました。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況についてでございます。

事前委員会で御報告させていただいた以降の追加の案件につきまして、御説明させていただきます。

まず、危機管理環境部の3段目、災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用におきましては、県内宿泊事業者を対象に避難者の受入れに必要な施設の改修等を支援し、3密を避けるための分散避難先としてホテル・旅館の活用を推進してまいります。

次に、教育委員会の2段目、徳島県GIGAハイスクール構想の推進におきまして、新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波に備えるため、学校でも家庭でも切れ目なく対応できるオンライン教育環境と小中高一貫した一人1台端末環境の構築に向け、早期の配備完了を目指してまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

本県におきまして、新たな感染者が出たということで6名ということでもありますけれども、身が引き締まる思いがいたします。感染拡大を防ぐということが非常に大事なことでなってくるわけですが、早期に封じ込めるということでお伺いします。

まず、現在分かっている患者の行動歴はどういうふうになっているか、もし分かっているればお伺いします。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員から本日発生が確認をされました新型コロナウイルスの感染者でございますけれども、その行動歴ということで御質問を頂いたところでございます。

今朝、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の場で公表させていただいたところでございますけれども、この感染者の概要でございますけれども、20代の女性、徳島保健所管内で職業は接客業、御質問の行動歴につきましては、実は本人と今、保健所等々が接触をしながら細部の確認をしているという状況でございますけれども、6月15日から16日にかけては大阪府に滞在をし、その後6月17日から25日にかけて県内でお仕事に従事をされたというような内容を聞いているところでございます。

大塚委員

接客業ということなんですけれども、例えばママスタイルなんかも接客業ですけれども、もう少し具体的に分かっている範囲で言っていただけるほうが、今後の封じ込めについてもいいんじゃないかと思うのですが。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員から今回の新型コロナウイルスの感染者における職業の具体的な中身ということで、御質問を頂いたところでございます。

先ほど、この患者につきましては、接客業ということで御説明をさせていただいたところでございますけれども、この方はいわゆる風俗営業に従事をされているということで伺っているところでございます。

大塚委員

風俗営業ということですのでけれども、感染防止という観点におきまして、そういった対象になった業種に対しまして具体的にどのような指導をしていくのですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員から今回新型コロナウイルス感染症が確認された性風俗の事業者に対して、どういうアプローチをかけていくのかという御質問を頂いたところでございます。

性風俗の関係につきましては、今現在、国全体で業界が作っている感染拡大防止ガイドラインというのがございますけれども、実はこの業界につきましてはまだ作成をされていないところでございます。

しかしながら、今般、県内で新型コロナウイルス感染症が発生したということを捉えまして、県としては、例えば以前から一般的に啓発に使わせていただいておりますとくしまスマートライフ宣言、あるいは3密の回避、更に顧客の連絡先の確認でありますとか、先ほど志田危機管理環境部長のほうからも報告させていただいた国が推進をしております新型コロナウイルス接触確認アプリ、COCOAという愛称が付いておりますけれども、その活用、とくしまコロナお知らせシステムの導入、それに加えて今回従業員の方の

健康管理を徹底していただきまして、もし発熱などの症状がある場合につきましては接客を控えていただく、させないというような対応を県としてもしっかりと求めてまいりたいというふうに思っております。

そういった文章を各店舗に直接送付し、実践を促すことによりまして感染拡大予防の取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

大塚委員

20代の女性で徳島にお住まいの方なんですけれども、6月12日から16日の間、大阪府のほうに行かれたということで、これははっきり分かっていますが、これはどういう目的で行かれたんですか、仕事の関係ですか、それとも個人的な遊びということですか。

勝間危機管理環境部次長

先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染者と聞き取り調査を進めているところではございますけれども、お店で過ごした上で徳島に帰られたというふうに聞いているところでございます。

大塚委員

6月12日から16日ということなので、場所は大阪府ということで、断定はできないですけど、そこでの感染の可能性が高いのではないのかなと思うんですけど、徳島県で約1週間お仕事をされたということです。その中で、濃厚接触されている方が出る可能性は、かなり高いのではないかという気がします。

今後、更にいろいろ聞き取り調査をして、詳しく分かると思いますけれども、大事なことはできるだけ感染が広がらないということで、クラスターを作らないということが最大の目標なのです。

もう1点、ここと違う委員会や医療関係の部会などで問題が出てくると思うんですけども、診療所や病院での心的負担というのも掛かってきますし、いろんな大変な部分が出てくると思うんです。医療関係に対しての配慮も是非とっていただけるように考えていただきたいと思います。

検査体制というのは十分整っていると思いますし、今のところ入院治療に関しての体制も整っているとは聞いております。その点は問題はないと思いますが、先ほど言いましたように、これがクラスターにならないように、ある程度のところで完全に防止できるように最大限の努力をしてほしいと思います。そのところを是非十分に考慮していただいて、それに努めていただきたいと思います。現段階ではここまで終わります。

臼木委員

関連ですが、県は今の段階で一番肝腎な大阪府から徳島県に向かったの移動やその状態はつかんでいるのですか。バスでしたとか、自家用車とかいろいろ。

勝間危機管理環境部次長

交通手段につきましても、今詳細を確認中という前提でございまして、行きにつ

きましては勤務先のほうの車で、帰りにつきましては高速バスを利用されたというふうに聞いているところでございます。

臼木委員

はっきり言って私の出身がバス会社なので特に気になるのですが、うちの大阪便については大変便数を占めている関係があって、特に会社側から一番に私に聞かれると思うのですが、バス名ぐらいは発表してもいいのではないですか。徳島バス株式会社ですか。どのバスですか。

勝間危機管理環境部次長

バス会社の関係で御質問を頂いたところでございますけれども、実はその便についてどういった便なのか等々につきましても、徳島保健所を通じて御本人と情報の交換をさせていただいているような状況でございまして、まずそれを終えてからそれについてどういふふうに対応していくのかということを検討していくようになるのかなと思っているところでございます。

現状では、まだ確定した情報が入っていないという状況でございまして、以上のようなところまでしかお話ができないというところでございます。

臼木委員

しっかりと対応していただきたい。

重清委員

先ほどの報告資料2の新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況についてお聞きいたしますけれど、この6,000万円の事業費の内容が客室、入浴施設、トイレ等の新設又は改修とかスロープ等とかいろいろあるのですけれども、3分の2以内で2,000万円まで、それで補助事業が一応6,000万円と2,000万円いっぱいに来たら3件という計算かなと思うのですけれど、これ申請が8月末まででしょう。これを危機管理調整費でしないといけなかった理由というのは何なのですか。

今回、今までいろいろ使った14億円の内訳が出ていますのですけれど、これは先議で間に合わなかったのだと、そうしたらまだ別に補正があるかも分からないというときにこれで危機管理調整費しか使えなかったのですか。そこをちょっと説明してもらえますか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、ホテル、旅館の施設改修の予算についての質問でございまして、補正予算でなくて危機管理調整費でということの理由ですけれども、県議会の代表質問におきまして、避難所の感染症対策はスピード感を持って積極的に施策を展開すべきとの御提言を頂いたところでありまして、県としてもホテル、旅館の活用につきましては、これまで分散避難の手段として有効であるということで進めてきたところでありまして、今回こういった御提案もございまして、県としても分散避難として有効であることから緊急的に取り組む施策として、危機管理調整費を活用いたしまして行うこととしたものでございます。

重清委員

そうしたら6,000万円の中身ですが、これを国のほうの補助金はどのくらい下りてくるのですか。どういう歳入なのかが分からないのですけれども、14億円のうち国からの歳入を幾ら見込んでいるのか。

歳入の一覧表がないでしょう。この6,000万円だけでもどういうものか教えてください。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

6,000万円の内訳でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定としております。

重清委員

結局のところ全額でしょう。

（「はい」と言う者あり）

最初の質問ですけれども、これはどうしてもこれで組まないといけなかったのですか。後の補正で組んだらいいなかったのですか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

先ほどの話になるのですけれども、今回県議会の御提言を頂きまして、緊急的に対応するということから危機管理調整費を活用いたしまして、今回やるということになったということでございます。

志田危機管理環境部長

今、細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長のほうがお答えしましたとおり、この分散避難の一つの方策としてのホテル、旅館の活用につきましては、県議会の代表質問の中で提言を頂きまして、それにスピード感を持って対応していくということで答弁をさせていただいたところですが、このホテルに対する改修費の助成というのは飽くまでも緊急対策ということで位置付けておりまして、先ほど重清委員からもお話がありましたように交付申請を8月末までにさせていただくということです。

それでホテル側の立場に立ってみますと資金繰りでありますとか、あるいは改修の設計をするということで、少しでも時間が欲しいというところがございますので、閉会日の補正予算の提案を待たずに、直ちにホテル側に対してこういうような補助制度を創設する用意があるので、積極的に申請を上げてほしいということをアナウンスするという意味です。

そのアナウンスをするためには、予算的な裏付けがないとできませんので、危機管理調整費を使わせていただくことで、直ちにアナウンスをしたという状況でございます。

重清委員

今回の新型コロナウイルス感染症対策で緊急的なのは分かるのですが、そのためには危

機管理調整費を早く20億円組んで、去年も10億円組んでやったのですけれども、この14億円の中で、今本当に動いているのはどのくらいあるのですか。どうしても急いでいたと言うのだったら、この中でどれだけが既に執行されているのか教えてもらえますか。

勝間危機管理環境部次長

危機管理調整費で計上しているそれぞれの事業でございますけれども、まず昨年度の2月補正予算で計上させていただいた10億円につきましては、既に執行を開始し完了しているものも出ていますところでございます。

それから、20億円のものにつきましては、6月定例会前に既に開始をしているものとしたしましては、例えばWITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業に係る広報でありますとか、新しい生活様式の情報発信を新聞折り込みで、それから県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業等々について、既に実施をしているところでございます。

また、感染防護、「オンライン教育」のモデル事業、それから今回計上しております徳島県GIGAハイスクール構想等々につきましても、それぞれの部局で歳出の準備作業に取り掛かっているというふうに聞いているところでございます。

重清委員

今回はまだ開会中だからこうやって資料が出てきたのですけれども、これから閉会中はどういうふうな対応で委員に対して説明しようとしているのですか。この予算5億円ほど残っていますけれども、閉会中はどういうふうにして執行しようとしているのか教えてくださいいただけますか。

坂東危機管理環境部副部長

ただいま、重清委員から危機管理調整費の執行、特に議会閉会以降というお話を頂いたところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の危機管理調整費の総額が20億円という非常に大きいものでございます。

そのために、それぞれの常任委員会でも報告をさせていただき、今回危機管理環境部はその危機管理調整費の全体の所管ということで、全体の資料も出させていただいているところでございます。

今後に当たりまして、もちろん県議会の皆様方への御説明をさせていただきたいということももちろんのことでございますけれども、県のホームページを通じまして県民の皆様方に対しましても、執行状況の公表などを行いまして、県議会の皆様方あるいは県民の皆様方に丁寧な説明を続けてまいりたいと考えておりまして、それによりこの危機管理調整費の執行につきまして、透明性をしっかりと確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

重清委員

執行とこの予算をここへ決めたというのが重要なのですよ。これは初めてのことでこういう緊急的に組んでいるのですけれども、県議会も委員会も一緒なのですよ。今年は県外

視察も中止になっているし、県内も今行ける状況ではないと。

スケジュール的には委員長が調整してくれます。それで閉会中の継続調査もできるようになっているのです。ここで説明するぐらいしたらどうですか。ホームページで説明するとかではなくて、委員会に対しては委員会を開いてくださいと、こういう事業をやりたいのですと。この予算の使い方はそういうふうにやったらどうですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、重清委員のほうから危機管理調整費の執行につきまして、閉会中におきましても委員会を開催してはどうかという御提案を頂いたところでございます。

もちろんその委員会を開く開かないにつきましては、議会のほうの御判断になると思いますけれども、私どもとすればしっかりと県議会の皆様方に対しまして、御説明をさせていただく場があれば、それぞれの執行部局あるいは全体を取りまとめる危機管理環境部のほうから御説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

志田危機管理環境部長

今、勝間危機管理環境部次長のほうがお答えしましたとおりですが、危機管理調整費につきましては、ある程度は枠的に予算の執行を認めていただいているところでございます。その内容ではもちろんのことですけれども、なぜ危機管理調整費を使わないといけなのか、なぜ議会の補正予算を待てないのか、提案は待てないのかというあたりも十分に御説明させていただいて、御理解を頂く必要があると考えております。

その辺を十分徹底できていなかったところもございまして、今後は閉会中に危機管理調整費の執行について、こういう部分を執行したいというようなこちら側の案がまとまりました段階で、まずは正副委員長のほうに御相談させていただいて、場合によって、金額によっては委員会を開かずとも各委員の御了解を頂いて危機管理調整費で執行していいよというものもあるでしょうし、内容あるいは金額によっては、これは閉会中の委員会で判断すべきものだという御判断があった場合には、その場で説明させていただくということで対応してまいりたいと考えております。

重清委員

委員会の開催やその内容については、正副委員長にお任せいたします。

全体的な予算としてこういう使い方は、とにかく分かりにくいと思う。これはもう少し透明性のあるようにしていただきたい。それに対して、委員会は全面的に協力します。

今日もまた新型コロナウイルスの感染者が出たようで、これから危機管理環境部は大変忙しくなると思いますが、暑い中頑張ってください。これだけは言っておきます。

残業も多かったようでまた増えると思います。当然、一人出たら大変忙しくなるのは分かっております。この中で今、県議会も視察ができないのです。まだ東京都へ行くわけにはいかないし、県内も受け入れてくれないという状況ですので、正副委員長はいつでも要望に応じてくれると思います。そこら辺はしっかりと連絡してやっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

志田危機管理環境部長

今、重清委員からおっしゃっていただきましたことを全庁的に徹底した上で取り組んでまいりたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

先ほど臼木委員のほうから、高速バスの御質問を頂いた件ですが、内容の確定ができましたので、改めて答弁をさせていただこうと思います。

大阪府への交通手段でございます。行きは先ほど申し上げましたとおり勤務先の車ですが、帰りの高速バスは南海なんばを午前9時50分に出発した徳島駅行きの徳島バスを利用されたと聞いているところでございます。

なお、高速バス乗車時にはマスクを着用されていたというようなことでございます。

以上、訂正をさせていただきます。

元木委員

関連で、今までいろんな方が個人の特定につながるような情報公開について、関心を持たれていて質問もあったわけでございますけれども、県が発行しておられますこのウイルス対策の概要におきましても、風評被害や差別意識の排除ということで、かなりきめ細かく人権侵害に当たるようなことはしないというようなメッセージを発信しておられるところでございます。

今回の件に関しましても、誰でも新型コロナウイルスの感染リスクがあるということは皆さんに周知していただいて、風評被害が懸念されるような情報の拡散が、情報が正確なものかどうかにかかわらず人権侵害に当たるというようなことは県民の方にも御理解を頂いて、この話が変な方向に飛んでいかないようにしていただきたいなと思う次第でございます。

今、既にSNS上ではかなり拡散されていて、県民の方も心配しておられるのではないかなという中で、県あるいは公的な機関が発信する情報というのは本当に重みを持っておると思いますので、よく検討して情報公開をしていただきたいと思うわけでございますけれども、そのあたりの人権に関する認識についていかがでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、元木委員から新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害への対応ということでございますけれども、正に元木委員がおっしゃるとおり、例えば医療関係者、あるいは患者の方々、その御家族といった方々にいわれない差別的な言動等々がなされる場合があります、そういった人権侵害にもなりかねないような報道については、県としても厳に慎むようあらゆる機会を通じまして県民の皆様方をお願いを申し上げているところでございます。

WITH・コロナ時代と言いますけれども、我々も一緒になって乗り越えていかないといけない中で、一緒になって力を合わせていかなければいけない時期でございます。そういった意味でも、こういったいわゆる差別的なものというのは、新型コロナウイルスの

感染防止を逆に阻害してしまう可能性も十分ありますので、その点については繰り返し県民の皆様方に御理解、御協力いただけるようお願いをしまいたいというふうに考えているところでございます。

元木委員

新型コロナウイルスの感染者の人権を守ることそのものが、検査に行かれる方の割合を増やして、結果として新型コロナウイルス感染症対策につながっていくものと思いますので、人権意識の徹底ということについても御配慮いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

今回、接客業というような話ですけれども、県の発信の中でも、これまでクラスターが発生した主な施設類型ということで、食堂、レストラン等の接待を伴わない飲食店、あるいはスポーツジム等の屋内運動施設、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店というようなところは特に注意してくださいということで、きめ細かい感染防止対策を情報発信していただいているところでございます。

こういった業界の方々も今は新型コロナウイルス感染症が収束して落ち着いてきたというようなことで、観光も積極的にキャンペーンを展開している中でそろそろ本腰を入れて商売をやっていこうかなと思っておられる方もいらっしゃると思いますので、もう一度対策をしっかりと周知していただいて、県の役割は指導という面が助成金等よりも大きいかなと思っておりますので、改めて指導を徹底していただきたいと思う次第でございます。

それと先ほど説明いただきました徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーをお示しいただいたわけですが、このうち県の関係は保健製薬環境センターの次長ですとか、保健所の所長などがメンバーに入っておられて、役割を担っておられるということでございます。

改めて、この保健製薬環境センターというのはどういった役割を担っておられるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

三宅保健製薬環境センター所長

先ほど、保健製薬環境センターの役割という部分で御質問を頂きました。

保健製薬環境センターといいますのは、様々な健康事象につきまして、研究とか対策をとるような分析とかをやっている機関でございます。主に健康危機管理事象等につきましては新しい感染症、当然この新型コロナウイルス感染症についての対応の検査といったことにしっかりとやっていくというふうなことで、そういった環境の分野でもいろんな分析等も行っって様々な健康に対する危害が防止できるような対策をとれるような資料を提出するというところも行っていただいているところでございます。

保健製薬環境センターといたしましては、保健衛生、地域の環境の保全につきまして必要な検査や試験、研究を行いまして、住民の方、県民の方に対する健康や安全、安心を確保するという重要な研究、検査をする重要拠点という位置付けになっておるところでございます。

元木委員

今回の件に関しましては、動物由来の感染症が海外からやってきたというようなこともございまして、県の保健衛生分野の役割というのは、改めて重要性が認識されておるのではないかなと思うわけでございます。

そういう中で、保健製薬環境センターの中で感染症の研究をなさっておられる部局もあるかと思いますが、感染症の部局でこういった取組を行って、どんな成果があったのかという点と今回の新型コロナウイルス感染症の関係でこういった研究等をなさっておられるのかということについて教えていただけたらと思います。

三宅保健製薬環境センター所長

保健製薬環境センターの中でのいわゆる感染症分野の業務についてのお尋ねということでございます。

感染症の分野につきましては、保健製薬環境センターの中での担当部署といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症のようなものも含めまして感染症としては、例えばはしかとか風しん、それから重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSといったようなものや日本紅斑熱など様々な感染症につきましの疫学調査であるとか行政検査を行っておるということで、そういった情報を収集、あるいは分析等をいたしまして徳島県内の感染流行状況のデータを取りまとめまして、ホームページで掲載をし周知したり、また医療機関にそういう情報を提供したり、様々な感染症等がまん延している状況が発生すれば、そういったことに周知を行いまして注意喚起するというところで、様々な対策をとっているところでございます。

また、感染症分野の中の担当としまして、例えば食中毒の調査も行っておりますので、県内で食中毒が発生したときには原因調査を含めて検査をし、様々な予防をするための方策をとるための資料提供も行っておるところでございます。

また、いろいろな研究等も進めているところでございますけれども、そういったことも含めて感染症、食中毒、微生物といったことによる健康的な被害が起こらないように、様々な対応をとって健康面に対しての安全、安心を担保できるように対応しているところでございます。

元木委員

本県のこれまでの感染症の歴史ですとか、あるいは食中毒という話もありましたけれども、食中毒もいろんな事例があろうかと思えます。

こういった過去の蓄積を大いに活用していただいて、是非科学的なデータに基づいて、合理的な裏付けがあるようなお話を大いに情報発信していただいたら、県民の方々も理解がしやすい面もあるのではないかなと思いますので、積極的な取組をお願い申し上げる次第でございます。

それと私も県議会の本会議で少しお話させていただいたのですが、日本、徳島県は、感染者がまだ少ないレベルでありますけれども、本当に世界的には大変なことになっております。

とりわけ、ラテンアメリカのほうですとかアフリカ、アジアの様々な発展途上国の国々

では、たくさんの方が亡くなっておるというようなことで、県民の方でも自分のところの感染症対策はもちろんなのですけれども、そういった国々を応援したいというような方もいらっしゃるのではないかと思います。

そういう中で、県については消費者庁の移転というような中で、消費者行政のトップランナーをしておるというような状況でございますが、エシカル消費という中で、今回のコロナ禍を受けて新しい消費の在り方について県としても取り組んでいってはどうかなと思うわけでございますが、県として今回のWITH・コロナ時代における消費者教育をどう進めておられるのか。この点について伺いをさせていただきたいと思います。

小林消費者政策課長

ただいま、元木委員よりコロナ禍におけるエシカル消費を含めた消費者教育の在り方について、どうしていくのかというような御質問を頂きました。

まず、エシカル消費ということの概念につきましては、平成30年10月に施行されております徳島県消費者市民社会の構築に関する条例、これはエシカル条例というふうに言われておりますけれども、これにおきまして地域の活性化、雇用などを含む人や社会、それから環境に配慮した思いやりのある消費行動とされておりまして、これにつきましては、例えば自分たちが住んでいる地域だけに限らず私たちの消費というものが、例えば世界とつながっていると。そのつながりを知っていただいて、世界がどうすれば良くなるのかということを考えていただく消費の仕方もエシカル消費ではないかというふうに考えております。

県ではエシカル消費につきまして、先ほど元木委員からもお話がありましたけれども、消費者教育を通じまして広く普及や啓発をし、人、地域社会等に配慮した消費を意識し、できるところからそれを実践できる消費者を育成していきたいというふうに考えております。

具体的な内容でございますけれども、県におきましては平成29年2月にとくしまエシカル消費自主宣言というのを実施しておりまして、この宣言に賛同をしていただきまして自らがエシカル消費の自主宣言を行い、エシカル消費の取組を行っていただきます事業者や団体をホームページのほうで公表させていただきまして、県民の方、また全国の方にその取組の実績を情報発信させていただいたということで、またそのホームページを見ることによって、消費者の方がそういう事業所の商品を選ぶような指針になるのではないかと思います。

また、ライフステージに応じた消費者教育というところでございますと、例えば本県では全ての公立高校のほうにエシカルクラブというのを設置しております。

その設置したエシカルクラブの中で、例えばエシカル消費の学習や研究をして、その成果を発表する場としてエシカル甲子園を徳島の地で全国で初めて開催をさせていただきました。

また、地域の消費者リーダーを養成するということで消費者大学の大学院のほうに、例えばエシカル消費のコースを開校させていただきまして、専門的な知識を習得していただいているという状況でございます。

こうした取組を着実に進めていくことで、エシカル消費の認知度の向上に寄与するとと

もに、自らの消費行動や事業活動は人や環境、社会に影響があることを意識していただくことで、持続可能な社会の実現につなげてまいりたいというふうに考えております。

WITH・コロナ時代を迎えまして、世界の消費者を取り巻く社会情勢というのが新たな社会情勢や新たな生活様式の実践など大きな変革が起こっており、これらに対応した施策を展開するために、例えば昨年度でございましたけれども、G20消費者政策国際会合で培ったネットワークの方法を活用するとともに、来月に開設されます新たな国際業務を行うこととされております消費者庁の戦略本部を支援するという形で、本年2月に設立させていただいております国際連携ネットワークと連携をして、本県においても国際情勢の情報収集をさせていただくとともに、本県のエシカル消費についての先駆的な取組というのを発信することで、本県を基に全国とか世界を見据えた消費者行政や消費者教育を推進していきたいというふうに考えております。

元木委員

エシカル甲子園ですとか、あるいはG20消費者政策国際会合の開催などについて丁寧に御説明いただきました。野球の甲子園は中止になりましたけれども、是非エシカル甲子園は継続して、アフターコロナの時代を見据えて進化したものに発展させていただきたいなと思うわけでございます。

そういう中で、これからアフターコロナの時代というのは、輸出入がこれから減少していったって地産地消の流れが広がっていくのかなと思う一方で、世界の貧困の問題ですとか、そういったことに対してもっと注力していく時期にもなっているのかなと。

今日はもう質問いたしませんけれども、感染症というのは環境破壊ともかなり密接な関係があると言われておりまして、そういう意味で県の環境部局も地球温暖化対策をはじめ、新しい課題に大いに取り組んでいただきたいということを要望させていただきたいと思います。

岩佐委員長

午食のため休憩いたします。（11時59分）

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

仁木委員

私からは二つ、報告していただいた分に対して質問をさせていただきたいと思います。

用意して通告していました質問につきましては、午前中に重清委員が言っていただきましたが、趣旨は全くそのとおりでありまして、その点は明確にさせていただいたほうがいいかと思います。

なぜそんなふうに思ったかといいましたら、この商工労働観光部の県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業というものがありますけれども、事前委員会でこれってどうなのと申し上げたのです。百歩譲って、これがいいというような格好で落ち着いたとして

も、お金がなくなったときにまた危機管理調整費から追加で出すというようなことがいいのか悪いのかという疑問がありまして、そういうやり取りがほかの委員会の答弁の中でもありましたから、ずぶずぶになっていないかというところが心配になりまして、指摘というか質問をさせていただいたところでございます。

通常予算でありましたら、予算を使いたいという各課におきましては、財政課に対して予算を上げていって予算編成をしていくと思うのですが、この危機管理調整費についてはどういった形になっているのか。財政課が御判断をされているのか。恐らくですが、財政課が判断するのは危機管理調整費という名目に金額が付くまでの話であって、そこからというのは財政課は関与しないのではないかなと思うのです。

なぜそれを聞くのかといいましたら、それを検証するときどこに聞いたらいいのか分からないからです。危機管理調整費を所管されているほうに聞けばいいのか、それとも危機管理調整費を使わせてくださいとおっしゃっている商工労働観光部のほうに聞けばいいのか分かりませんから、そこら辺を明確にさせていただければと思いますので、その点御答弁いただければと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、仁木委員から危機管理調整費の執行に係る当部の役割という観点について、御質問いただきました。

元々、危機管理調整費につきましてはこの新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、実は平成18年度からずっと予算計上を図ってきているところでございまして、県民を脅かす様々な危機事象が発生したときに、応急対策の迅速な実施に際し緊急に必要な経費に充当させていただいておりまして、具体的には鳥インフルエンザ対策としての調整部会でありますとか、前回の新型インフルエンザの時の防護服、あるいは大規模災害発生時の資機材の提供というようなことに活用をさせていただいているところでございます。

この予算につきましては、危機管理環境部、課で言いますと危機管理政策課になりますけれども、そこで枠予算として計上をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、全庁を挙げた危機事象対応の中での執行ということでございまして、いわゆる事務局役を担います危機管理政策課が総合調整の役割を担うというところでございまして、本日の県土整備委員会におきましても、冒頭、危機管理調整費の執行状況全体について当部のほうから御説明をさせていただいたというのも、そういう役割の一環かというふうに思っているところでございます。

仁木委員

この危機管理調整費といいますのは、管理されているのが危機管理政策課だということで御答弁いただきましたので、その点の責任は明確に持っていただきまして、午前中の議論を踏まえたようお願いをしたいということを重ねてお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

なぜこうやって言うのかといいましたら、危機管理調整費は議決案件ではないですよ。専決だったらあとでまた報告という義務があるのかもしれませんが、危機管理調整費は一旦積んだらそれ以降というのは、今は報告してくれていますが、決まり上はそこまで

縛られていないはずなんですけれど、そこが明確にならなければ、ずぶずぶではないのかというところが懸念されますので、指摘をさせていただきました。申し訳ございません。

次の質問に移りますけれども、もう1点は、今回新たにお一人の方が新型コロナウイルス感染で陽性という結果が出たということで、午前中にも議論になっておりましたけれども、業種がいわゆる濃厚接触を伴う明確な業種だと思います。恐らく大阪府で感染したのではないかとということで、大阪府から帰ってこられて1週間こちらでもお仕事をされているということなのですけれども、その間に感染が拡大していないかということは、多分誰しもが思うことだと思います。

このときに早期に封じ込めるためにどうするかといいましたら、検査数を増やしていくしかないと思うのです。陽性患者がどこまで伸びているのかということを追っていくということです。

最初にPCR検査を始めた時に、能力が非常に少なかったと思うのです。例えば1日に90検体の検査ができるという話だったと思うのですけれども、実際は帰国者・接触者外来に行って一人検査したら、防護服から何から消毒するのに時間が掛かって、一人当たり60分とか90分とか掛かるから90人を全部検査できないという話だったと思います。

その後、医師会にも協力していただきながら、ドライブスルーということになっていると思うのですけれども、ドライブスルーの能力も含めて自分がもしかしたら新型コロナウイルス感染症かもしれないとなったときに、一番初めに電話を掛けてきた人はなぜ検査をしてくれないのだろうという気持ちが絶対あったはずなんです。

そのことは覚えておられますから、言ってもPCR検査をしてくれないという今の認識みたいなものを変えていってあげないと、PCR検査に気軽に行けないと思うのですけれども、その点はどのように変わっていったら、今どういう現状にあるかというのを教えてくださいいただければと思います。

坂東危機管理環境部副部長

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の検査基準についての御質問でございます。

当初の検査基準は、37.5度以上の発熱が4日間というふうなことでありますとか、都市部においてなかなか検査が受けられないというふうな報道が多数ございました。

徳島県においては、医師の判断があればそういう基準を必ずしも満たしていなくても、医師の判断というのを優先して当初から対応しているという状況でございます。

現在は、発熱に関する何日間という明確な規定はなくなっておりまして、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状が出ているような場合には保健所のほうにまず一報を頂きまして、聞き取りをさせていただいて検査のほうにつないでいくというふうな形になっております。

また、重症化しやすいような方、既往歴があるような方につきましては、強い症状でなくても比較的軽い症状であっても対象とするというふうな形で考えております。

今回の陽性患者の話で言いますと、濃厚接触者の方はもちろんなのですけれども、心当たりがあるような方々については、その症状があるなしにかかわらずまだ濃厚接触の可能性が高いわけですから、そうした方々については、まずは保健所の積極的疫学調査のほう

でも声掛けをしていくということになりますけれども、それ以外の行動歴はまだ調査中ですので、その中で判明するか、若しくはしない場合でも徳島市内ということで非常に広い意味ではあるのですけれど、ほかにも不安を持たれているような方がいれば保健所のほうに御相談を頂ければというふうに考えております。

仁木委員

是非とも最初のイメージを持たれている方に対しては、対してはというか県民の皆さんは多分最初のイメージしかないと思うのです。電話してと言われて電話したけれど、問診で引っ掛かってPCR検査まで至らないというような状況を経験していると思うんです。

なぜかというと1万人ぐらい相談がある中で、実際にできたのは八百何人でしょう。だから、その分は断られているという実績がたくさんあるわけです。

相談してくれたらPCR検査に至るまでの基準が、最初よりも改善されていますということが分かるように言っていただくことが大事なのではないのかなと思います。

これは1週間ぐらいが大事な時期だと思いますので、何回も公表していただくほうがいいのではないかなということ意見を述べたいと思います。

もう1点なんですけれども、とくしまアラートがございすけれども、とくしまアラートの基準といいますのは、発生した人数等々によって成っていると思うのです。どこの都道府県においても、アラートを設置されている所は人数というような格好だと思っておりますけれども、今回の事例は業種で見てみたら感染拡大の確率が高いのではないのかと皆さん思いませんか。

何が言いたいのかといいましたら、人数だけではなくて掛け目を加えているような自治体はないのかなと思うわけなんです。その発生した業種が例えばですけれども、接客業とかだったら高いと思うのです。

そういった形でアラートの判断の基準というのは、ちょうど資料1にありますけれども、徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議ができておりますので、1回その場で御相談というか協議されたらいいのではないかなと思いますけれども、その点はどのようにお考えになっているのかということをお教えいただければと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、仁木委員からとくしまアラートの適用、発動の基準について御提案があったところでございます。

確かに、現在私どものほうから示させていただいたとくしまアラートは、例えば感染観察強化というランクになりますと、直近の1週間の累積が5人以上、それとリンク切れ、いわゆる感染経路不明者が2.5人という人数での基準という形になっているところでございますが、実はこのとくしまアラートにも注釈を付けておりまして、実際にそういった措置の実施の要否、必要の有無につきましては、例えばその時点での入院患者数、重症者数、検査相談の件数、あるいはクラスターの発生状況等々を総合的に判断をしているところでございます。

正にこういった中身のどういった措置を採るべきなのかということにつきまして、先般設置をいたしました徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からも御助言を頂い

た上で、どの段階のこういった対策をとっていくのか方向性を決めていきたいというふうに思っているところでございます。

仁木委員

先ほど私が申し上げたことも、是非とも投げ掛けていただいたほうがいいのではないかなという意見は申し上げておきたいと思います。

今回の陽性患者の業種ばかりに言いますけれども、もしクラスターが発生したときは、その業種内でのクラスターの拡大というのが懸念されるのではないのかなと思うのです。

そうしたら、各部からいろんなところで議論がある風俗業の関係のところでの休業要請とか補償とかいうところに行き着いていくのかなと思うのですけれども、これはできないというのであればできないというような格好で今まで議論になっているのですけれども、今後考えていくべきなのではないのかなということも一つ含みは置いておいたほうがいいのではないかなと思います。これは意見なんですけれども。

その上で、それがもしできないとなったときにどうするかとなりましたら、モーテルであるとかラブホテルであるとか、そういった場所の部分を休業要請なり何なりというところが必要になってくると思うのですけれども、ゴールデンウィーク前にそういった業種の所、業種というのは風俗業ではなくてホテルの関係のほうに対して県のほうから通知を出されておりますね。

二、三社のラブホテルの業者の方から私に、これはどういう意味なのということがありましたので通知を見させてもらいましたけれども、何を書いているのか分からないんです。休んでくれとか、控えてくれとかどういうことなんですかというような内容だったわけなんです。

今後、目的がその封じ込めになっていくのであれば、通知を出すのであれば、明確に分かりやすく伝えていただくべきだと思うのです。ですから注意をしていくべきではないのかなと思いますけれども、その点御答弁いただければと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、いわゆる業に対する我々のほうの通知文の書きぶりということで御質問を頂きました。

我々とすれば、できるだけ分かりやすく実践していただけるような内容で作成をしているところではございますけれども、それを受け取った方々がどういうふうに関心され、どういうふうに関心をしていただくのかというのが肝要なところでございますので、私どもとすれば通知文を出していく、あるいは広報啓発活動をしていく、そういう際には分かりやすく実践を促すものになるよう今後とも努めてまいりたいと考えております。

仁木委員

正にこれが自己満足というところなのだと思いますけれども、受け止められる方が感じていただいたらそれでいいというのは、ちょっとよく分からなくて、こうしてほしいがあるから通知を出すべきだと思うのです。そこら辺はちゃんと考えていただきたいということを強く申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

梶原副委員長

午前中に各委員から新型コロナウイルスの感染者についての質問がございましたけれども、私も関連で何点か質問させていただきます。

今回の感染患者さんが勤務をしていたお店というのは、公表されるのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、梶原副委員長のほうから本日感染が公表された事案について、この感染者の勤務先等について御質問いただいたところでございます。

実はこの勤務先についての公表につきましては、現在のところお店の御協力を頂けるよう交渉を進めているところでございまして、協議が整えば公表できるように進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

梶原副委員長

分かりました。それとあと、性風俗といっても様々なお店があると思うのですが、今回はどういったお店なのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

今回の感染者につきましては、午前中の答弁でも風俗関係の接客業ということで申し上げたところでございます。

具体的に風俗の中身でございますけれども、いわゆるソープランド、あるいはファッションヘルスというような呼び名で呼ばれているものに分類されるものでございます。

梶原副委員長

そういったお店は徳島で何店舗ぐらいございますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、性風俗店の店舗数というお話でございました。

ソープランド、ファッションヘルス等々を合わせまして、214店舗という形になっているところでございます。

梶原副委員長

本当にたくさんそんなにあるのだなということで驚きましたけれども、分かりました。

今回は、そうした性風俗のお店に通われていた方がということで、利用者に対しての呼び掛けになかなか応じていただけない方もたくさんおられるし、そのような工夫をしてしっかりとPCR検査に導くようにしていただきたいと思いますと思うのですが、その辺の呼び掛けの工夫ですね、今回発生したばかりなのでまだこれからだと思うのですが、ちょっとその辺どのように考えているか、教えていただきたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、梶原副委員長からこういった店舗を利用された方に対する呼び掛けということについて御質問を頂いたところでございます。

ちょうど午前中に開催をいたしました県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきましても、知事のほうから今回の事案につきましては、陽性となられた方が接客業についておられることから濃厚接触かもしれないと不安を感じられている方につきましては、保健所に設置をされております帰国者・接触者相談センターに御相談を頂きたいということで、広く県民に対してアナウンスをさせていただいたところでございます。

ただ、御指摘のとおりこういった業態につきまして、なかなか相談に応じてくれないというようなケースもあるように聞いておるところでございます。これらにつきましても粘り強くしっかりと広報を続けていくとともに、またこれはお願いという形になるのですけれども、例えば近隣の方でそういったお店のほうに行かれたという方が知人、友人等々におられる場合には、保健所に相談してはどうかというような話もしていただければなというふうに思っているところでございます。

梶原副委員長

分かりました。臼木委員のほうからもありましたが、午前9時50分南海なんば発の徳島バスに乗られていたということで、そういったバスの同乗者に対する呼び掛けはどのように行っていますか。

勝間危機管理環境部次長

今、梶原副委員長から感染者が利用された高速バスについてでございますけれども、実はこのバスに乗られたのが6月16日というところでございます。

ただ、これでいきますと発症のいわゆる4日前という形になるところでございまして、国立感染症研究所の見解によりますと、他者に感染させるおそれのある期間というのが、症状が出現する2日前からとされているところでございまして、高速バスの利用が発症の4日前でありウイルスを排出しない限り他人にはうつらないと、なおかつ、この患者の方につきましてはマスクをしていたというところでございますので、危険性は高くないと一般的には言われているところではございます。

御心配な場合は、6月16日に大阪発徳島行き的高速バスに乗られた方々につきましては、保健所に設置されております帰国者・接触者相談センターのほうに御相談を頂ければというふうに思っているところでございます。

梶原副委員長

分かりました。濃厚接触者の特定がとにかく早くできればいいと思いますので、その辺は人権に配慮していただきながら、しっかりとした対策を粘り強くやっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

あと、これは新型コロナウイルスの感染対策で、避難所の運営についてお伺いいたします。

これから台風とか大雨のシーズンになってきますけれども、サブ避難所の確保なのですが、今のところ17の市町村が設けると、残りの7市町村が従来の避難所プラス感染者用のスペースを設けるということで取組をしています。

この市町村もサブ避難所の確保でありますとか、また従来の避難所の中でこのスペースを確保するのに非常に頭を悩ませているということをお聞きしていますけれども、県としてどのように認識されているのか、教えてください。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

サブ避難所の開設に関する質問でございますけれども、今年の4月に避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針というものを作成いたしまして、これに基づきまして市町村において様々な取組が進められてきているところでございます。

5月末の取組状況では、サブ避難所として消防団詰所や地域の集会所、また一部の市町村ではJ A会館などの民間の事業所などの活用なども図られてきたというところでありまして、地域の実情に応じた様々な取組が市町村において展開をされているというところでございます。

一方、一部の市町村からは、公共施設で指定避難所として既に指定されているために施設管理者との調整が必要というようなところもございます。

こういった市町村に対しましては、5月末の取組状況において取組が進んでいる市町村の参考となる有効な取組を情報提供するなどしまして、市町村間の連携も図りまして市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。また、県有施設においてまだ避難所になっていない所があれば、私どものほうも市町村と施設管理者との間に積極的に入っていったって、できるだけ多くの避難所を確保できるような取組を進めていきたいと考えております。

梶原副委員長

分かりました。しっかりと市町村が避難所を確保できるように取り組んでいただきたいと思います。

また、サブ避難所やスペースを設けるのはいいのですが、そこに対しての医師、看護師の人員配置も課題と聞いておりますので、その辺もしっかりと検討していただければと思います。

あと、この従来の避難所運営マニュアルには、感染症対策というのが24市町村中18市町村で盛り込まれていないということを聞いておりまして、県としてはこのマニュアルの作成について、どのようにフォローしていくのかお聞かせいただけますか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

避難所運営マニュアルについての質問でございますが、県ではこれまで徳島県避難所運営マニュアル作成指針というのを作成いたしまして、市町村が避難所運営マニュアルを作成する際の参考としていただいていたところでございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、3密の条件を満たすおそれが高い避難所運営について、感染症防止の対策に重点を置いたより実践的な内容である新型

コロナウイルス感染症対策編というのを保健福祉部におきまして策定をし、市町村にお示しをしたところでございます。

先日の6月22日には、市町村担当者を対象とした説明会を開催し周知を図ってきたところでございまして、更に今後は6月補正予算で計上をして先議により認めていただきました避難所感染症対策モデル検証事業におきまして、衛生対策の徹底をはじめ避難所運営の手順について検証をいたしまして、この検証結果を基に避難所での感染症対策を図ってまいりたいと考えております。

今後とも保健福祉部と連携をいたしまして、市町村における円滑な避難所運営が行えるよう促進をしてまいりたいと考えております。

梶原副委員長

分かりました。最後に、分散避難ということが言われておりますけれども、避難所以外の避難で9市町村がテント泊、14市町村が車中泊に取り組むとお聞きしておりますけれども、今内閣府のほうでも新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた訓練のガイドラインを作って、避難所運営の訓練を全国の自治体で行っていただけるように投げ掛けているみたいなのですが、県内の自治体の訓練の予定をお分かりでしたら教えてください。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

県内の市町村においての避難所運営訓練でございますが、出水期を前に保有しているパーティションやテントなどの資機材を体育館などで並べて、避難所を想定した確認などを行っているところもございます。

引き続き、台風シーズンを前に実践的な運営訓練を行えるよう働き掛けてまいりたい。

また、県においては実際の避難所において、市町村や自主防災組織等と連携をいたしまして、資機材などのレイアウトなど様々なシミュレーションを行う避難所感染症対策モデル検証事業を鳴門渦潮高校のほうで実施する予定としておりまして、市町村の取組や訓練を後押ししていきたいと考えております。

梶原副委員長

全ての市町村でしっかり訓練ができるように取り組んでいただきたいと思います。

私も東日本大震災の時に、津田中学校の体育館が避難所になっておりまして、午前零時半ぐらいに避難所が閉まったのです。それまでずっとおりましたけれども、その時に私が思ったのが体育館にもエアコンが必要だなと。それともう一つはテレビです。

やはり皆さんも情報が欲しいので、ラジオではなかなかということでテレビがあったらいいなというのを住民の方も私も強く思いました。

ですので、今回鳴門市の福祉避難所になっている鳴門渦潮高校の体育館にエアコンが配備されると聞いておりますので、今後県内の学校の体育館にエアコンと情報を得るテレビが施設に配備されるように、国もこれから取組を始めるようですので、是非県としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第3号、議案第4号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、先ほど重清委員から、今定例会閉会後に危機管理調整費について調査するための委員会の開会について発言がありました。

この取扱いにつきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時38分）